

名古屋市と東邦ガス株式会社及び東邦ガスネットワーク株式会社との 連携・協力に関する包括協定

名古屋市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東邦ガスネットワーク株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり連携・協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な連携・協力による活動を推進し、市民サービスの一層の向上、地域の活性化などに取り組むことにより、相互の持続的な発展を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、名古屋市総合計画2023に示す、以下5つの都市像の実現に向け、協議のうえ定めた連携項目（以下「連携事項」という。）について連携・協力する。

- （1）人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できるまち
- （2）安心して子育てができ、子どもや若者が豊かに育つまち
- （3）人が支え合い、災害に強く安心・安全に暮らせるまち
- （4）快適な都市環境と自然が調和したまち
- （5）魅力と活力にあふれ、世界から人や企業をひきつける、開かれたまち

2 甲、乙及び丙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施事項については、甲乙丙協議のうえ、甲、乙又は丙の業務として行い得る範囲内で決定する。

3 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、連携事項における自己の役割業務を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、その他別で協定や契約等を結んで遂行する業務を除き、他の当事者から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（確認事項）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の締結が第三者との連携・協力を妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、協議のうえ、本協定の変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙又は丙は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により他の当事者へ通知することにより、本協定を解約できるものとする。甲、乙及び丙

は、他の当事者に対して、本協定の解約に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(守秘義務)

第6条 甲、乙及び丙は、連携事項の実施に当たって知り得た他の当事者の機密情報を、当該当事者の事前の書面による承認を得ないで他（乙又は丙の関係会社を除く）に漏らす事があってはならず、本協定の履行以外の目的に利用してはならない。

(暴力団の排除)

第7条 甲、乙及び丙は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）の規定を遵守し、本協定に基づく連携事業により暴力団を利することとならないようにするものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和6年2月15日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 河村 たかし

乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦ガス株式会社
代表取締役 増田 信之

丙 名古屋市熱田区桜田町19番18号
東邦ガスネットワーク株式会社
代表取締役 伊藤 克彦